

令和5年度 那須高原博物展示施設消火設備修繕（機械設備）工事 仕様書

1. 目的

那須高原ビジターセンターの施設における不具合箇所について改修を行い、利用者が安全及び快適に利用できるよう、改善することを目的とする。

2. 業務実施場所（別添位置図参照）

那須高原ビジターセンター（栃木県那須郡那須町湯本 207 番地 2）

3. 業務内容

1) 消火設備修繕（スプリンクラー設備の所要の修繕）

- ・工事の妨げとなる既設の配管を一時撤去すること。
- ・不具合のある消火設備（消火ポンプモーター K-2s-CN15(S2)、制御盤内機器、等）を撤去し、適切に処分すること。
- ・代わりに、同等品を搬入、据付すること。
- ・ポンプ、呼水層、圧力タンク、ダクトの保温材（厚さ 20 mm）とヒーター（100V×6m）を用いて保温工事をする事。
- ・ヒーター用のコンセントを増設すること。
- ・一時撤去した既設配管を再度組み立てること。
- ・不具合交換部品（参考）

① 消火ポンプモーター K-2s-CN15 (S2) 1 台

② 水切りつば RA-30 1 個

③ メカニカルシール 30 HG9A-SN9 1 個

④ Oリング P130 1 個

⑤ Oリング K280 1 個

⑥ 電磁接触器 S-T21BC 1 個

⑦ 電磁接触機 S-T65 2 個

⑧ 制御盤内用耐熱電線 1-5.5×850 7 個

⑨ 圧力計 2.5MPa×75φ 9 個

⑩ 連成計 -0.1MPa×75φ 9 個

⑪ スプリンクラーヘッド 閉鎖型高感度 1種 72℃ 1 個

なお、既設配管類は再利用するものとし、パッキン材のみ交換対象とする。また、スプリンクラーヘッドの移設に際して使用する配管はフレキシブル管、ダクト類はスパイラルダクトとする。

2) スプリンクラーヘッドの移設工事（1箇所）

- ・別途発注する令和5年度那須高原博物展示施設消火設備修繕（建築）工事に伴い、機械室内に断熱を目的とした天井新設を行うため、既設ダクト下面に設置委されているスプリンクラーヘッド1基を撤去し、適切に処分すること。
- ・新設天井面にスプリンクラーヘッド（閉鎖型高感度 1種 72℃）を新設、配管の切り回しをすること。

3) 給排気制気口移設工事（給気1箇所・排気1箇所）

- ・別途発注する令和5年度那須高原博物展示施設消火設備修繕（建築）工事に伴い、機械室内に断熱

を目的とした天井新設を行うため、既存給排気制気口（給気 200φ 1 箇所・排気 150φ 1 箇所）を一時取外し、ダクトの延長の後、新設天井面へ再取付をすること。なお、撤去部材は適切に処分すること。

4) 試運転調整、放水試験

- ・ 工事終了後、非常用電源及び自動火災報知器も含めて試験、試運転調整をすること。
- ・ 放水試験を含んだ総合試験を実施し、問題なく運転されることを確認すること。

5) 消防行政手続き、検査立会い

- ・ 工事前に、工事中の消防計画を提出すること。
- ・ 消防行政への必要な手続きが生じる場合は全て本工事に含むものとし、消防署における検査が実施される場合は立会も行うこと。

※ 本工事の実施に当たっては、別途発注する令和 5 年度那須高原博物展示施設消火設備修繕（建築）工事の受注者と適切に連絡を取り、工事の段取り等十分調整したうえで実施すること。

※ 本工事の作業実施日については、原則休館日（水曜日）を含むこととし、あらかじめ、関東地方環境事務所日光国立公園那須管理官事務所担当官と調整すること。

※ 消火設備修繕に際し、一部高所作業となることから関係法令に基づく保護具、保護帽等を着用し、作業を実施すること。なお、仮設工事及び関係法令に基づく保護具等の着装状況は作業写真に記録し、報告書に綴ること。

4. 業務報告書の提出

作業写真（作業前、作業後、作業途中）を添付した報告書を 1 部提出すること。

また、それ以外に、①完成図、②消火設備の製品図（承認図）、③取扱説明書、④保証書、⑤消防用設備等設置届出書（消防行政書類一式）を提出すること。

5. 業務実施期間

契約締結日から令和 6 年 8 月 30 日（金）まで

6. その他

受注者は本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、関東地方環境事務所日光国立公園那須管理官事務所担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

